

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者登録規程 細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下、「本会」という。）公認スポーツ指導者登録規程（以下「登録規程」という。）第6条に基づき、登録に関して必要な事項について定める。

第2条（登録の方法）

資格登録にあたっては、登録規程第3条に基づき、登録申請をおこない、本細則第6条に定める登録料の納入が完了した者を公認スポーツ指導者として認定する。

第3条（登録の単位）

登録は、本会公認スポーツ指導者制度に定める資格毎に行うものとする。

2. すでに1資格以上登録している指導者が新たに資格を登録した時には、その新たに登録した資格の有効期限はすでに登録している資格と同一の期日とする。

第4条（手続き期間と認定日）

資格登録に係る手続きは、登録認定日以前に完了していなければならない。

2. 登録認定日は、原則として、毎年10月1日付もしくは4月1日付とする。
3. ただし、一部資格については、手続きの都合上、10月1日付のみとする。

第5条（登録番号）

本会公認スポーツ指導者には、登録番号を付与する。登録番号には7桁の数字を用いる。

第6条（登録料）

納入する登録料は、全資格共通の基本登録料及び資格毎に設定する資格別登録料の合計金額とする。

2. 初めて当該資格を登録する場合に限り、前項の登録料に加え初期登録手数料を納入する。なお、登録規程第4条第3項に基づき資格を再登録した場合についても初期登録手数料を納入するものとする。
3. 資格を追加または昇格した場合には、初期登録手数料に加え、新たな資格分の資格別登録料を納入する。ただし、資格別登録料は、資格有効期間相当分とする。
4. 登録料を変更する際は、事前に登録者に告知するものとする。

第7条（資格証明物）

登録規程第5条に定める「登録証」・「認定証」については、新規登録、更新登録、資格の追加または昇格の都度、登録証を発行する。

第8条（資格の保留・停止）

本細則第4条に定められた期間内に登録手続きを行わなかった場合、「資格保留」となる。

2. 資格保留期間は有効期限後1年間とし、この間に更新要件を満たした場合、再度登録手続きを行うことができる。
3. 保留後1年間経過した場合、「資格停止」となり、指導者資格は失効し登録手続きを行うことはできない。

第9条（資格の再登録）

「資格停止」となった者が再度資格登録を希望する場合、別途定める基準を満たす時には当該資格の再登録申請を行うことができる。

第10条（資格の辞退）

資格の辞退手続きは、公認スポーツ指導者本人もしくは代理人から行い、本人の意思を確認できる場合に受理する。

2. 資格を辞退した後、再度登録を希望する場合には、登録規程第4条第3項に定める手続きを行うことにより再登録することができる。
3. 有効期限内に資格を辞退した場合、いかなる理由があっても一度納入された登録料は返還しない。

第11条（指導者の個人情報）

公認スポーツ指導者の個人情報は、本会個人情報保護方針に基づき、本会、都道府県体育協会等、協同認定団体及び同団体の都道府県団体等にて共同利用する。

2. その他、個人情報取り扱いの詳細については、別途「個人情報の取り扱いについて」に定める。

第12条（諸変更連絡窓口）

公認スポーツ指導者は、住所、連絡先等の諸情報に変更があった場合は、指導者マイページ・書面・電話等により直ちに本会もしくは関連加盟団体に届け出なければならない。

第13条（指導者へのサービス）

公認スポーツ指導者には、下記のサービスを提供する。

- ・ 本会が発行する指導者向け情報誌及びスポーツ指導者手帳。
- ・ 本会及び本会加盟団体等が実施する研修事業への参加。
- ・ 公認スポーツ指導者総合保険制度への個人加入。
- ・ 公認スポーツ指導者公式需品の購入。
- ・ 指導者マイページの利用。

第14条（その他）

本細則に記載されない事項については、本会にて審議・決定する。

第15条（変更）

本細則は、日本スポーツ協会指導者育成専門委員会の議決により変更することができる。

附則

本細則は平成24年4月1日制定し、平成24年4月1日付登録より適用する。

本細則は平成26年7月23日より適用する。

本細則は平成30年4月1日より適用する。